

平成23年度行政業務システム連携推進事業（行政業務システムと民間事業者との連携推進）  
提案評価会議事概要

1. 評価会開催日

平成23年11月7日（月）

2. 場所

総務省 共用10階会議室

3. 評価委員（敬称略、五十音順）

座間 敏如 内閣官房IT担当室電子政府推進管理補佐官

須藤 修 東京大学大学院情報学環教授

廣川 聡美 横須賀市副市長

4. 議事次第

- (1) 開催要綱について
- (2) 事業概要について
- (3) 提案評価の進め方について
- (4) 提案者によるプレゼンテーション及び質疑
- (5) 評価とりまとめ
- (6) その他

5. 資料

- ・平成23年度 行政業務システム連携推進事業（行政業務システムと民間事業者との連携推進）  
提案評価会 開催要綱（資料1）
- ・事業概要（資料2）
- ・提案評価の流れについて（資料3）
- ・提案評価の基準（資料4）
- ・提案評価の結果（資料5）

6. 評価結果

平成23年10月7日（金）から同年10月28日（金）まで公募を行ったところ、4件の提案があったので、上記の通り外部有識者からなる提案評価会を開催し、「評価基準（資料2）」に基づき事業実施主体の選定等を行った。有識者による評価結果を踏まえ、「評価結果（資料3）」のとおり国立大学法人九州大学と株式会社エヌ・ティ・ティ・データを委託先候補として決定した。

平成 23 年度 行政業務システム連携推進事業  
(行政業務システムと民間事業者との連携推進)  
提案評価会 開催要綱

1 目的

平成 23 年度「行政業務システム連携推進事業（行政業務システムと民間事業者との連携推進）」（以下「官民連携実証事業」という。）に係る事業実施主体の選定、事業内容の確定等について、専門的かつ中立的な見地から意見を聴取するため、外部有識者により構成される「官民連携実証事業」提案評価会（以下「評価会」という。）を開催する。

2 事務

評価会は、以下の各事項について、総務省に対して意見を述べることを事務とする。総務省は、評価会の意見を参考にするものとする。

- (1) 官民連携実証事業の事業実施主体の選定
- (2) 官民連携実証事業の事業内容の確定
- (3) その他官民連携実証事業の実施に関して必要な事項

3 評価会の構成等

- (1) 評価会は、外部専門家・外部有識者から選定された評価委員により構成する。
- (2) 評価委員は別紙 1 のとおりとする。
- (3) 評価委員の任期は、評価委員を承諾した日から平成 24 年 3 月 31 日とする。
- (4) 前項の規定に関わらず、庶務担当と構成員が協議し、必要と認めるときには、別に参加期間を定めることができる。
- (5) (3) 及び (4) の規定に関わらず、評価委員本人の申し出に基づき評価会への参加期間の短縮又は参加の辞退ができるものとする。
- (6) (3) 及び (4) の規定に関わらず、評価委員としての任務遂行に十分な能力を有していないと認められる場合、あるいは、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など、評価委員に相応しくないと合理的・客観的に判断される場合に限り、特に本人の了解を得ずとも、総務省は、評価委員の評価会への参加を取り消すことができるものとする。

#### 4 評価委員に対する遵守規定

- (1) 評価委員は、別紙2に掲げる利害関係にある提案者（以下「利害関係者」という。）の提案の評価を、原則として行うことはできない。ただし、評価委員が利害関係者の提案を評価することについて、総務省がその公平性を認める場合にはこの限りではない。
- (2) 評価委員は、評価会以外の場において、他の評価委員や提案者に対し、情報あるいは示唆を与えるような直接的な働きかけ又は間接的な働きかけを一切してはならない。
- (3) 評価委員は、本項(1)又は(2)の規程に抵触する行為を行うおそれがあるときは、速やかに庶務担当に報告しなければならない。
- (4) 評価委員は、評価委員として知り得た秘密を漏らしてはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
- (5) 評価委員は、評価の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究結果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
- (6) (1)から(5)までの規定に違反が認められた場合、総務省は評価委員の評価会への参加を取り消すことができる。
- (7) 前項に加え、その内容が著しく悪質と認められる場合は、総務省はその経緯等にすする情報を公開することができる。

#### 5 評価会の会議等の公開について

- (1) 評価会での評価委員の発言が公になると、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、会議の議事は非公開とする。ただし、議事概要は事後速やかに公表する。
- (2) 配付資料その他の関連資料は原則事後速やかに公表する。ただし、庶務担当と構成員が協議し、必要と認めるときはこれを公表しないものとするができる。
- (3) 上記(2)により公表しないものとした配付資料その他の関連資料は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき取り扱う。

#### 6 その他

- (1) 評価会の庶務は、総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課が行う。
- (2) その他必要な事項は、評価会において定める。

平成 23 年度 行政業務システム連携推進事業  
(行政業務システムと民間事業者との連携推進)  
提案評価会 評価委員

(50音順)

氏 名	役 職 等
座間 敏如	内閣官房 I T 担当室電子政府推進管理補佐官
須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
廣川 聡美	横須賀市副市長

利害関係にある提案者とは次の者をいう。

- 1 評価委員が参画する事業を提案する者
- 2 評価委員が実施又は関与する事業と市場において直接競合することが自明である者
- 3 評価委員が所属する組織（学術機関にあつては同じ部署）又は密接に関係する組織と市場において直接競合することが自明である者
- 4 評価委員と実証事業責任者、代表責任者又は実施責任者が以下の関係である者
  - （1）同じ組織（学術機関にあつては同じ部署）又は密接に関係する組織に属する場合
  - （2）債権債務関係
  - （3）6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- 5 前各号の他、評価委員が自ら密接な利害関係にあると判断する者

# 平成23年度行政業務システム連携推進事業

## [行政業務システムと民間事業者との連携推進]

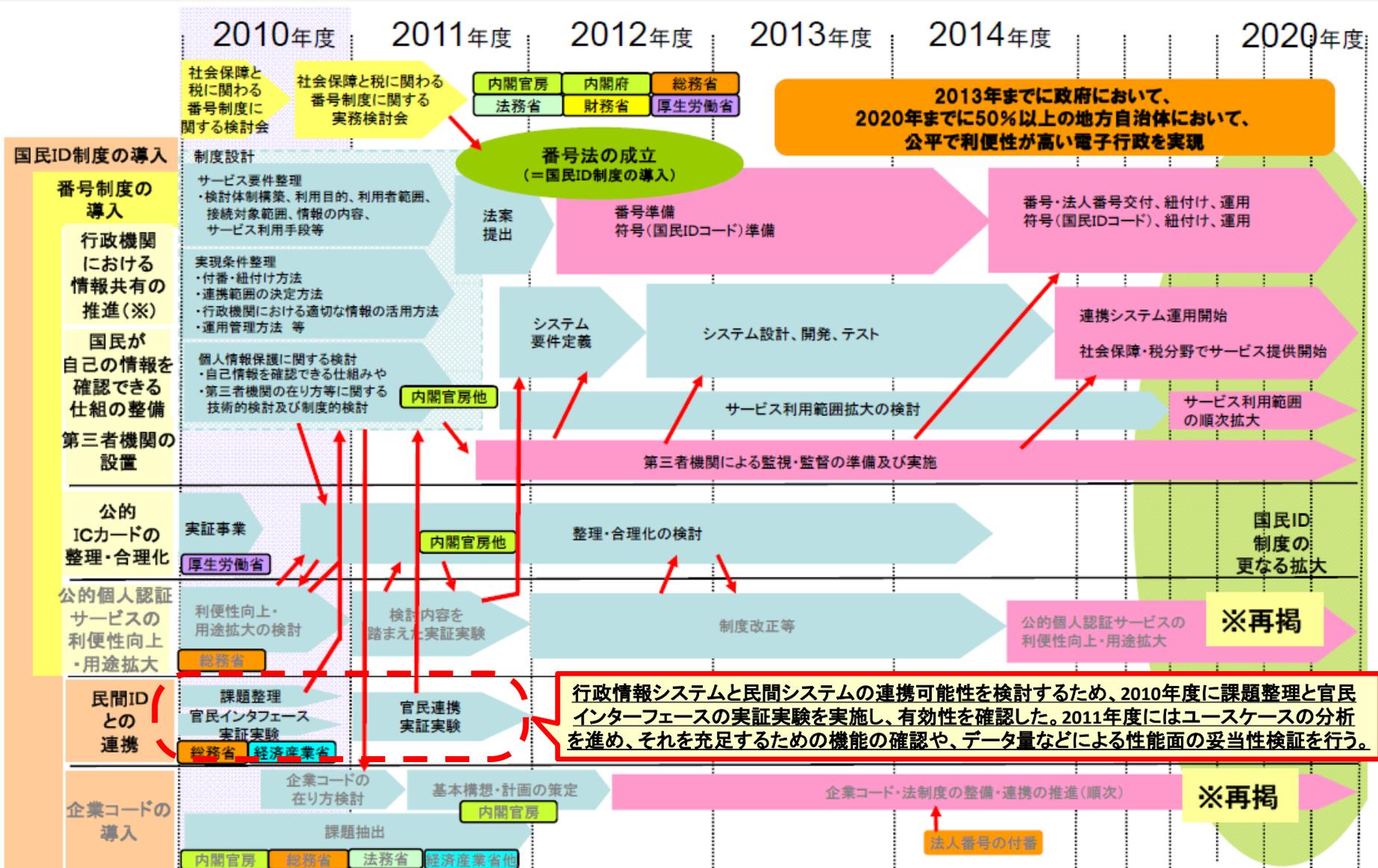
平成23年11月

総務省 情報通信国際戦略局

情報通信政策課

# 新たな情報通信技術戦略工程表(平成22年6月IT戦略本部決定、平成23年8月改定)(抄)

## 国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備



※ 「行政機関における適切な情報の活用の推進」。各種の行政手続の申請等に際して、既に行政機関が保有している情報については、原則として記載・添付が不要となるようにするため「次期府省共通研究開発管理システム(次期e-Rad)を利用した公募型研究事業における申請業務の省力化(文部科学省)をはじめとした国民の手続の省力化に向けたシステムの整備等によって推進。

# 本事業の概要

社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度の検討に対応し、情報連携基盤及びマイ・ポータルをはじめとする行政業務システムと民間事業者との円滑な情報連携を可能とするための、連携データ項目や連携インターフェース機能などについて検討・検証を実施。

## ①情報連携に必要な機能及びその実装方式等の検討

### ・業務の現状分析と番号制度等に対応した業務案の策定【課題ア】

業務プロセスの現状分析(業務フロー、業務量等)を行い、その上で、番号制度及び国民ID制度を導入した場合の最適な業務プロセス案を策定。

### ・連携データ項目等の分析と番号制度等への対処方針案の策定【課題イ】

データ項目、データフォーマット等について分析を行い、課題を抽出。その上で、番号制度及び国民ID制度へ適切に対応していくための対処方針案を策定。

### ・情報連携に必要な機能及びその実装方式等の検討【課題ウ】

課題ア及びイの検討並びに政府の情報連携基盤及びマイポータルについての検討内容等を踏まえ、情報連携に必要な機能及びその実装方式等を検討。また、この検討に併せて、情報連携に必要な機能について、国の責任範囲と民間事業者の責任範囲のあり方を整理。

## ②情報連携を実現する業務プロセスフローの制御方法の検討【課題エ】

複数の業務プロセスを連携させるための制御方法等を検討。

また、上記の検討を行うにあたっては、課題ア～ウにおける情報連携や、行政機関同士での情報連携にも適用できるように考慮。

## ③実証実験の実施【課題オ】

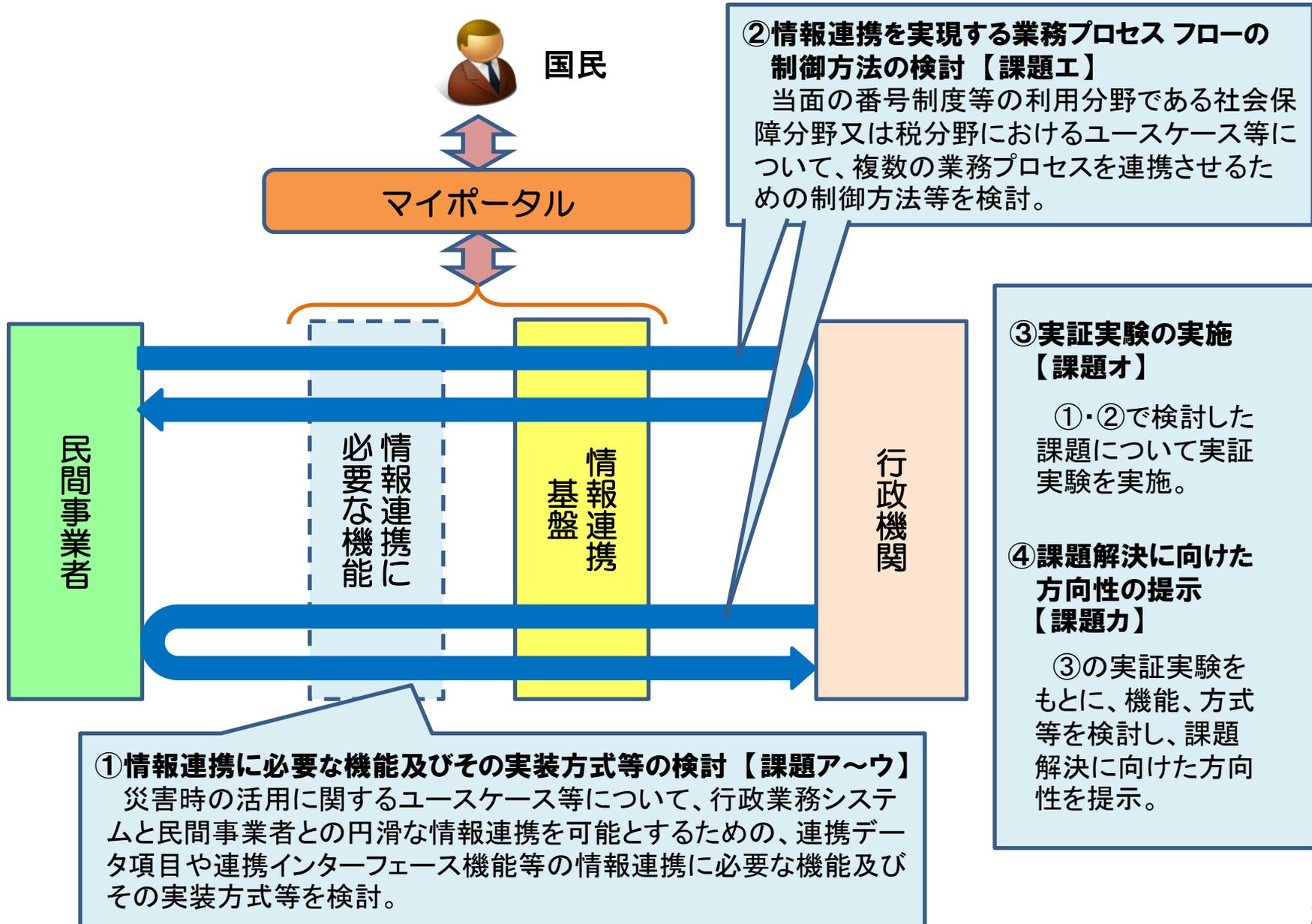
課題ア～エで検討した課題を実証する実験を実施。

1. 課題ア～ウで呈示した業務プロセス案の中から民間事業者のニーズや業務量等を踏まえて選定したものについて、仮のシステムを構築し、運用検証を実施し、実現に向けた課題の洗い出しを実施。
2. 課題エで検討した内容をもとに、民間事業者と行政機関との情報連携における業務プロセスフローの制御方法について、運用検証を行い、実現に向けた課題の洗い出しを実施。

## ④課題解決に向けた方向性の提示【課題カ】

課題オの実証実験をもとに、機能、方式等の比較検討及び課題解決に向けた方向性の提示等を行う。

# 検討・検証のイメージ



# 実施要領における委託先事業者の選定基準

## ① 具体的改善策の有効性

提案された具体的改善策が、本実施要領で提示された課題の改善に資するものであること。

## ② ニーズ・課題の明確化

一般の利用者や民間事業者の立場に立って、提案した具体的改善策のニーズや課題を多角的な視点で調査した上で、可能な限り明確化することが可能であること。

## ③ 実証実験の方法等の有効性

提案された実証実験の方法等が検証項目を効果的に確認できるものであること。

## ④ 波及効果

具体的改善策が実現した際には、電子行政サービスに関わる幅広い分野において、多くの国民・民間事業者に便益が及ぶ高い波及効果が見込まれること。

## ⑤ 汎用性

他の電子行政サービス分野等においても円滑かつ容易に導入・展開できる汎用性の高い事業であること。

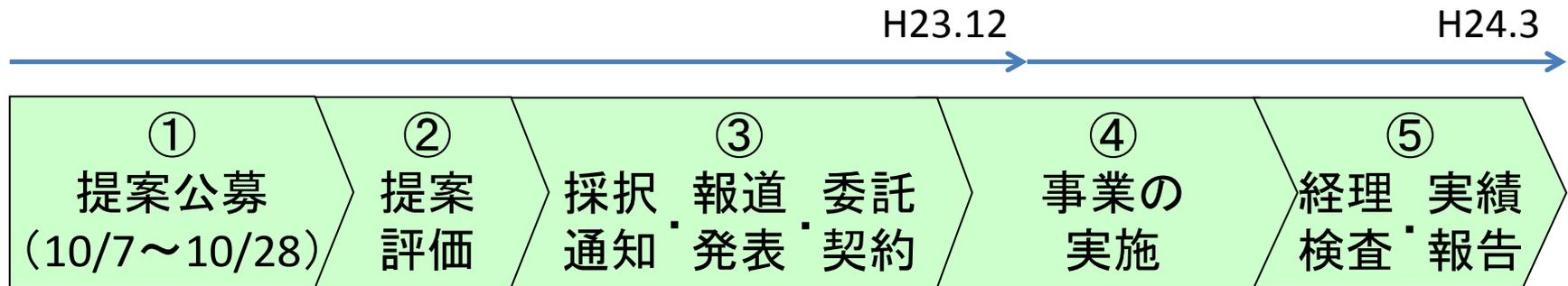
## ⑥ 費用対効果

事業内容に照らして過大な事業経費が計上されていることがなく、高い費用対効果が見込まれる事業であること。

## ⑦ 確実な事業の実施

実施体制、スケジュールなどを含めて実施計画が無理なく、効率的に組み立てられており、確実な事業の実施・運営が見込まれる事業であること。

# 本事業のスケジュール



## ①提案公募

本事業に係る提案を幅広く公募。(平成23年10月28日(金)17時締切)

## ②提案評価

外部有識者による提案評価会を行う。(平成23年11月7日(月)13時~15時30分)

## ③採択通知・報道発表・委託契約の締結

提案評価会終了後、速やかに委託先候補への採択通知及び報道発表を行い、委託契約を締結。

## ④事業の実施

委託契約後、本事業を実施する。

## ⑤経理検査・実績報告

年度毎で経理検査・成果の報告を行う。

## 提案評価の流れについて

### 1. 各提案の評価

各提案について、以下のとおり。

- ①提案者から提案内容を説明（10分）
- ②説明後、質疑応答（10分）
- ③質疑応答後、評価シートの記入（5分）

### 2. 評価のとりまとめ

- ・全ての提案の評価終了後、事務局で、各提案に対する点数の合計を算出し、提示する。

### 3. 委託先候補の選定

- ・評価結果を踏まえ、総務省において、委託先候補を選定し、通知する。

### 4. 報道発表

- ・総務省により、委託先候補を報道発表する。

## 提案評価の基準

○次のとおり、評価の基準については6通りとし、各基準に対応する評価の指標は10段階又は5段階とする。

評価の基準	評価の指標 (10段階の場合)	評価の指標 (5段階の場合)	備考
非常に優れている	9～10	5	提案内容については具体的な根拠等が記載されたものを高く評価する。また評価理由や指摘事項等について可能な限り評価表の「コメント」欄に記載する。
優れている	7～8	4	
普通	5～6	3	
やや劣っている	3～4	2	
劣っている	1～2	1	
評価に値しない	0	0	

○次の評価項目における評価の基準について、以上の考え方にに基づき、配点する。

評価項目(大)	評価項目(小)	評価の基準	配点
問題定義・改善策の妥当性 (20点)	①背景・目的の理解	・本事業の実施要領にある業務目的を理解した上で、目的に沿った目標を提示しているか。	5点
	②具体的改善策の有効性	・改善しようとする特定のユースケースについて、現状と課題を明確化しているか。	5点
		・現状と課題から導き出された改善策について提示しているとともに、その内容は的確であるか。	10点
事業内容の妥当性 (40点)	③ニーズ・課題の明確化	・改善しようとする特定のユースケースのユーザー(国民・企業・公的機関等)のニーズを検証し明確化する提案であるか。	10点
		・改善するに当たっての法的、技術的課題を明確化した上で、検証する提案であるか。	10点
	④実証実験の方法等の有効性	・提示した改善策について、具体的な実証実験における必要な検証項目を的確に提示しているか。	10点
		・実証実験の方法(システム構成・検証対象・検証方法等)が具体的かつ的確であり、有効なものと考えられるか。	10点
事業の拡張可能性 (10点)	⑤波及効果	・具体的改善策が実現した際には、電子行政サービス分野に関わる幅広い分野において、多くの国民・民間事業者に便益が及ぶ高い波及効果が見込まれる提案であるか。	5点
	⑥汎用性	・他の電子行政サービス分野等においても円滑かつ容易に導入・展開できる汎用性の高い提案であるか。	5点
事業計画の妥当性 (20点)	⑦費用対効果	・提案する事業内容に照らして過大な事業経費が計上されていることがなく、費用対効果が見込まれるか。	10点
	⑧確実な事業の実施	・実施体制、スケジュールなどを含めて実施計画が無理なく、効率的に組み立てられており、確実な事業の実施・運営が見込まれる事業であるか。	10点
総合評価 (10点)	⑨総合評価	・各評価項目を総括して、事業を実施することが適当であるか。	10点
合計			100点

平成23年度「行政業務システム連携推進事業」(行政業務システムと民間事業者との連携推進)  
提案の評価結果(採択事業者のみ)

資料5

提案者	提案金額	協力団体	評価点数 (平均)	評価委員コメント
国立大学法人九州大学	5.94千万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大日本印刷 株式会社</li> <li>・財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団</li> <li>・社会システム実証センター</li> <li>・福岡県</li> <li>・糸島市</li> <li>・宗像市</li> <li>・唐津市</li> <li>・玄海町</li> <li>・鹿島市</li> </ul>	76.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の先進性は検証に資する。出来て当たり前でないところまで踏み込んでい</li> <li>る。</li> <li>・技術的にはレベルが高く、先進的であり、データベース・セキュリティ面において</li> <li>もよく理解している。</li> <li>・実績を踏まえたクリエイティブな提案として評価できる。</li> <li>・自治体も巻き込んだ提案であり、よい。</li> <li>・提案内容のうち、今回の目的に関係ない部分については、実証内容から省いて</li> <li>もよいのではないか。</li> <li>・大手ベンダーが不在であり、継続性の観点で不安である。</li> </ul>
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	12千万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民連携プラットフォーム推進フォーラム</li> <li>・社団法人生命保険協会</li> <li>・仙台市</li> <li>・国立大学法人東京工業大学</li> </ul>	73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の分野はニーズが高く、被災地(仙台市)で実証を実施するのもよい。</li> <li>・よく研究されていて堅実な提案であり、成果は見えると思うが、Creativityが低</li> <li>い。</li> <li>・ユースケースは明確化されているが、範囲が限定的である。</li> <li>・事業成果の水平展開は可能ではあるが、都度作りこみになる恐れがある。</li> <li>・費用積算が過大である。</li> <li>・実施体制は確立されており、実現性は高い。</li> </ul>